

都市景観委員会の審議内容

1 都市景観委員会の役割

都市景観委員会は都市景観条例に基づき設置する委員会であり、主に以下に示した事項について都市景観委員会の意見を聴くものとしている。

- ・ 景観計画の策定【条例第 9 条】
- ・ 計画提案に関する意見聴取【条例第 11 条】
- ・ 景観地区を定める都市計画の案等の作成【条例第 12 条】
- ・ 行為の規制等に関する助言又は指導等【条例第 13,19,21 条】
- ・ 景観地区における計画の認定【条例第 24 条】
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定等【条例第 27,28,30,32 条】
- ・ 都市景観資源の登録【条例第 33 条】
- ・ 地域景観づくり推進団体の認定等【条例第 36,37 条】
- ・ 地域景観づくり協定の認定等【条例第 40,41 条】

そのほか、「良好な都市景観の形成に関する技術的又は専門的な事項について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる」としている【条例第 44 号】。

2 審議予定事項

(新規案件)

○景観重要建造物の指定【都市景観資源検討部会】

景観法に基づく景観重要建造物について、景観施策における景観重要建造物指定の意義の整理や、指定に向けた手続きを進める。

○デジタルサイネージガイドラインの作成（読本の充実）【デザイン部会】

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱に関連して、デジタルサイネージの適切な運用を図るためガイドラインを作成する。

○市域における重点的な景観誘導方策の検討【景観形成推進方策検討部会】

市域の地域景観特性や景観形成の取り組みを踏まえた重点的な景観誘導方策の検討を行う。

(継続案件)

○都市景観資源の登録及び解除等【都市景観資源検討部会】

○大規模面的整備の検討書に関する審議【デザイン部会】

○デジタルサイネージ等取扱要綱に関する審議【デザイン部会】

○メディアファサード等の設置に関する審議【デザイン部会】

○地域景観づくり協定制度の推進（協定の認定）【景観形成推進方策検討部会】